

厚生労働省訓第6号

(部内一般)

厚生労働省における行政不服審査法に基づく審理員の指名に関する訓令を次のように定める。

平成28年3月24日

平成30年5月1日 一部改正

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省における行政不服審査法に基づく審理員の指名に関する訓令

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項（同法第六十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する審理員は、別に定める場合又は大臣官房総務課審理室長（以下「審理室長」という。）が同法第九条第二項各号に掲げる者に該当する場合を除き、審理室長とする。ただし、審理室長が、同項各号に掲げる者に該当する場合及び必要と認める場合は、審理室長は次に掲げる職員のうちから審理員を指名することができるものとし、当該指名に係る事務については大臣官房総務課審理室が行うものとする。

- 一 大臣官房総務課審理室総括審理専門官
- 二 大臣官房総務課の職員であって当該審査請求又は再審査請求に係る事件の審理手続の進行に必要な知見を有するもの

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年五月厚生労働省訓第二十号）

この訓令は、平成三十年五月一日から施行する。